

特定症状を呈している家畜を発見した場合の届出について

患畜・疑似患畜の届出とは別に、獣医師・家畜の所有者は、高病原性鳥インフルエンザなどを疑う農林水産大臣が指定する特定の症状を示す家畜を発見した場合は、都道府県知事（家畜保健衛生所）への届出が必要となります（家畜伝染病予防法第13条の2第1項）。

対象家畜：**鶏・あひる・うずら・きじ、だちょう・ほろほろ鳥・七面鳥の場合**

次の①②のいずれかの症状を示していること

症 状	備 考 (対象とする家畜伝染病)
① 同一の家きん舎内において、1日の家きんの死亡率が過去21日間における平均の家きんの死亡率の2倍以上となること ただし、家きんの飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等高病原性鳥インフルエンザ以外の事情によるものであることが明らかな場合 ^{注1)} は、この限りでない。	高病原性鳥インフルエンザ
② 家きんに対して動物用生物学的製剤 ^{注2)} を使用した場合において当該家きんにA型インフルエンザウイルスの抗原またはA型インフルエンザウイルスに対する抗体が確認されること	高病原性鳥インフルエンザまたは低病原性鳥インフルエンザ

注1) 家きんの飼養羽数が少ない（概ね100羽未満）ため、過去21日間の平均死亡羽数が0羽であるにもかかわらず、1羽が死亡したことにより、その日の死亡率が過去21日間の2倍を超えてしまう場合であって、同居家きんにチアノーゼ等の高病原性鳥インフルエンザを疑う症状が認められない場合等を言う。

注2) 医薬品医療機器等法により農林水産大臣の承認を受けた動物用生物学的製剤（例：A型インフルエンザウイルス抗原検出用の簡易診断キット等）

農林水産大臣が指定する症状（特定症状）を呈した家きんを発見したときの届出方法と届出事項

次に掲げる事項を口頭でしなければならない

1. 届出者の氏名又は名称及び住所
2. 所有者の氏名又は名称及び住所
3. 特定症状の内容
4. 当該家畜（死亡した家畜を含む。）の種類、性及び年齢（不明のときは、推定年齢）
5. 当該家畜又はその死体の所在の場所
6. 発見の年月日時
7. 発見時における同一の農場のその他の家畜の状態
8. その他参考となるべき事項

届出先：

東京都家畜保健衛生所

東京都西多摩郡日の出町大字平井 2,759

電話 042-588-7171 FAX 042-597-5656

緊急時の夜間休日等時間外の届出先（携帯電話）090-6941-4315